居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の主な関係法令等

○　介護保険法（平成９年法律第123号）

（居宅介護サービス計画費の支給）

第46条　市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

２　居宅介護サービス計画費の額は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定居宅介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護支援に要した費用の額とする。）とする。

３～８　（略）

　（介護予防サービス計画費の支給）

第58条　市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

２　介護予防サービス計画費の額は、指定介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防支援に要した費用の額とする。）とする。

３～８　（略）

○　指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)

　介護保険法第46条第２項及び第58条第２項の規定に基づき、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成12年４月１日から適用する。

一　指定居宅介護支援に要する費用の額は、別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表により算定するものとする。

二　指定居宅介護支援に要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める１単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

三　前２号の規定により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

指定居宅介護支援介護給付費単位数表

居宅介護支援費

イ　居宅介護支援費(１月につき)

(1)　居宅介護支援費(Ⅰ)

　　　（一）　要介護１又は要介護２　　　　　　　　　　　　　　　　1,057単位

　　　（二）　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　　　　　　　　1,373単位

(2)　居宅介護支援費(Ⅱ)

　　　（一）　要介護１又は要介護２　　　　　　　　　　　　　　　　　529単位

　　　（二）　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　　　　　　　　　686単位

(3)　居宅介護支援費(Ⅲ)

　　　（一）　要介護１又は要介護２　　　　　　　　　　　　　　　　　317単位

　　　（二）　要介護３、要介護４又は要介護５　　　　　　　　　　　　411単位

　　注１～５　（略）

注６　別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、１月につき200単位を所定単位数から減算する。

（以下略）

○　厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）

83　居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前６月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与又は指定地域密着型通所介護（以下この号において「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。

○　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年３月１日付け老企第36号）

第三　居宅介護支援費に関する事項

10　特定事業所集中減算について

　　(1) 判定期間と減算適用期間

　　　　居宅介護支援事業所は、毎年度２回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

①　判定期間が前期（３月１日から８月末日）の場合は、減算適用期間を10月１日から３月31日までとする。

②　判定期間が後期（９月１日から２月末日）の場合は、減算適用期間を４月１日から９月30日までとする。

なお、大臣基準告示において第83号の規定は平成30年4月1日から適用するとしているが、具体的には、①の期間（平成30年度においては4月1日から8月末日）において作成された居宅サービス計画の判定から適用するものであり、減算については、同年10月1日からの居宅介護支援から適用するものである。

　　(2) 判定方法

　　　　各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80％を超えた場合に減算する。

（具体的な計算式）

　　　　　事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、①、②又は③のいずれかの値が80％を超えた場合に減算

　当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

　　(3) 算定手続

　　　　判定期間が前期の場合については９月15日までに、判定期間が後期の場合については３月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80％を超えた場合については当該書類を市町村長に提出しなければならない。なお、80％を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において２年間保存しなければならない。

①　判定期間における居宅サービス計画の総数

②　訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数

③　訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名

④　(2) の算定方法で計算した割合

⑤　(2) の算定方法で計算した割合が80％を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

　　(4) 正当な理由の範囲

　　　　(3) で判定した割合が80%を超える場合には、80％を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市町村長に提出すること。なお、市町村長が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市町村長において適正に判断されたい。

　　　①　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

　　　（例）訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合

　　　　　　紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。

　　　（例）訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として４事業所が所在する地域の場合は、紹介率最高法人である訪問介護事業者、通所介護事業者それぞれに対して、減算は適用されない。

　　　②　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

　　　③　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

　　　④　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

　　　（例）訪問介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均５件、通所介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80％を超えても減算は適用されないが、通所介護事業者について80％を超えた場合には、減算は適用される。

　　　⑤　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

　　　（例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

　　　⑥　その他正当な理由と市町村長が認めた場合

○　特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて（平成28年５月30日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡通知）

問）平成28年４月１日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年４月１日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

答）平成28年４月１日以降平成30年３月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置づけた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

○　特定事業所集中減算について（平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成30年3月22日））

問）平成28年５月30日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取り扱いについて」（介護保険最新情報Vol.553）において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成30年度以降もこの取り扱いは同様か。

答）貴見のとおりである。